

ふかまちのまど

第三五二号 三年 九月二日
発行元 深町連合町内会
連絡先 六六三・二九二

歩く会にご参加を

歩く会幹事

石井 堂熙

尾道市向東町



月日 9月15日(金)
予備日 22日(金)

行程

9時15分 深町中組町民会館発(車)
10時00分 向東八幡宮より探訪開
11時30分 探訪終了 昼食
13時30分 深町中組町民会館着(車)

※7月号のふかまちのまどで案内しました、日程(9/19・21)を変更いたします。宜しくお願ひします。

TBG協会だより



三原市・月例
ターゲット・
バードゴルフ大会



三原市TBG月例大会が、8月19日(土)に15名の参加で深町・城山コースにて行われました。

成績は、次の通りです。

1位	天木 雅之
2位	三崎 卓夫
3位	金子 勝彦
ベスグロ72	天木 雅之
2人組戦1位	天木 雅之 山内 好己

※選手の敬称略

次回の月例大会は、9月16日(土)に、行います。

TBG協会

事務局 山内 好己



サロン深つかふかだより

協力者一同

「危険な暑さ」と言われるくらいの暑さで、参加が少ない日もあった7月〜8月でした。町民会館1階も2階もエアコンが整備されたおかげで、サロンの間は、「クールシェア」しながら、快適に活動できるのはありがたいことです。

7月のプチ講座は、上組の紙谷謹二さんから「食養生の不思議」と題してお話いただきました。病気を克服された「食」のお話や、山あり谷ありの人生に向き合う心のあり方などをお話しいただき、楽しい学びの時間になりました。



5月から練習を続けてきた「深盆踊り」は、5年ぶりに開催された盆行事で楽しく成果を発揮することができました。新しい方や子どもさんも踊っておられて、嬉しく頼もしく感じました。練習などにご協力くださったみなさま、ありがとうございます！

9月の予定

水曜日10時〜11時30分
・6日・13日・20日
・27日

持ってくるもの
・飲み物・室内シューズ
・長いタオル(体操に使います)

Instagramで活動の様子を発信しています。

<https://www.instagram.com/fukamachiachanoma/>

問い合わせ先(安藤)

090-5265-3855



「ふかまちのまど」ホームページのアドレスは
<http://www.jcat.ne.jp/~fuka/top.html>

どりのいむだより

高齢者相談センター
三原市中の町6丁目31番号
電話 61-4410

近年は梅雨の大雨、夏の気温の高さなど、段々と気候が変化してきているように感じます。災害や暑さへの準備を行い、暑さを乗り切りましょう。



★判断能力がおとろえる前の備え

【成年後見制度とは】
知的障害・精神障害・認知症などによって、ひとりで決めることに不安や心配のある人が色々な契約や手続きをする際にお手伝いする制度です。
(引用)厚生労働省「成年後見制度とは」2023年6月2日

【任意後見制度について】
判断能力がなくなる前に、財産の管理と医療・介護などの事務手続き(身上監護)を自分が信頼できる人へあらかじめ依頼しておく制度です。
本人の判断能力が低下した時には、任意後見監督人の申し立て、選任を経て効力が発生します。



依頼する内容については、「公正証書」を作成する必要があります。任意後見制度には3つの契約の仕方があります。

- ①将来型：判断能力が低下したら、支援を開始する。
 - ②移行型：同時に見守り契約(※)などを締結。見守りをしながら判断能力が低下した時に支援を開始する。
 - ③即効型：契約後、すぐに支援を開始する。
- (※)任意後見が開始されるまでの間、本人の判断能力に変化がないか確認をするもの
「将来に向けて備えておきたい!」と考えている方、高齢者相談センターまでご相談ください

高齢者相談センターどりのいむでは、成年後見制度をはじめ、高齢者の日常生活上のあらゆる相談に対応しています。

お気軽にご相談ください
(相談は無料です)

謹んでお悔やみ申し上げます

力 武 光 江 様 八十六歳
(中組 千川 謙) 八月二十一日

深町各種団体九月行事予定

◆連合町内会	
▼敬老会	17日
▼小学校	
▼始業式	1日
▼科学研究作品展	2・3日
▼委員会活動	
▼スクールカウンセラー	
▼参観日・学級懇談会	5日
▼敬老会参加(1・2・3年)	15日
▼発明工夫展	17日
▼尿検査	26日
▼教育研究会	28日
◆如水館中学・高校	
▼身だしなみチェック	31日
▼朝会后面談	1日
▼学力推移調査(中)	2日
▼学力診断(中)	
▼指定校(1次)申し込み締切	6日
▼指定校(1次)枠制限(1次)	
▼校内選考試験	11日
▼社会見学(中)	14日
▼水明祭準備	15日
▼水明祭	16日
▼指定校(2次)申し込み締切	20日
▼学校推薦型、枠制限(2次)	
▼申し込み締切	22日
▼南部地区新人戦	23日
▼指定校(2次)校内選考試験	24日
▼共通試験テスト審査提出締切	25日
▼各委員会(中)	
▼観劇会(中・高)	27日
▼学年朝会(高3)	28日
▼学年朝会(高2)	29日
▼南部地区新人戦予備日(中)	30日
▼英語検定(中・高)	

買物レシート投函のお願い

深町 太鼓踊り保存会
会長 松本 雅志

8月から10月までの3ヶ月間、ニチエー中-of-町店にコミュニケーションボックスを設置させて頂いております。皆様、買物の際はレシートの投函をよろしくお願い致します。

深町子どもを守る会

子どもをみんなで見守りましょう。

深小の子供は



- 午後4時前に下校します。
- 近くで、遠くで、みんなで見守りましょう。
- あいさつ
- 声かけをしましょう。

高砂百合



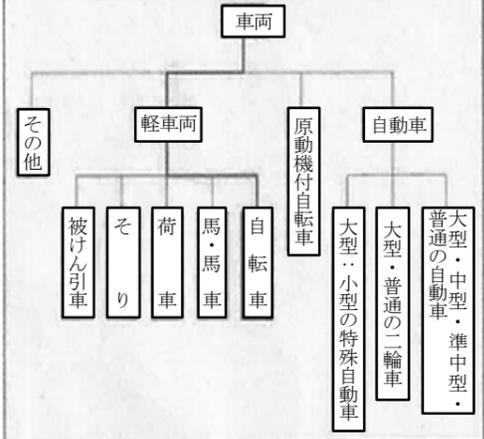
警視庁ホームページより

最近、自転車事故が多くなっています。新聞紙上でも法改正などといわれています。安全にルールを守り走行しましょう。

自転車の交通ルール

①自転車とは

自転車は、道路交通法上は「軽車両」となっています。そして、自転車の中には大きさや構造に応じて「普通自転車」とされているものがあります。



自転車

ペダル又はハンド・クラックを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車であって、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のものです。

普通自転車



一般に使用されている自転車で、車体の大きさ及び構造が内閣府令で定める基準に適合する自転車であるものをいいます。

内閣府令

- 車体の大きさ
- 長さ…190センチメートル以内
- 幅…60センチメートル以内
- 車体の構造
- 四輪以下であること。
- 側車をつけていないこと（補助輪は除く）
- 運転者以外の乗車装置を備えていないこと（幼児用乗車装置を除く）

ブレーキが、走行中容易に操作できる位置にあること。歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと。

タンDEM自転車



2人以上の乗車装置及びペダル装置が縦列に設けられた二輪の自転車のことです。

普通自転車ではないため、乗車して歩道を通することはできません。ただし、自転車から降りて押して歩いた場合は歩行者とみなされます。（側車付きのもの及び他の車両をけん引しているものを除く）

（注記）道路交通規則が改正され、都内全域においてタンDEM自転車の2人乗りが可能になりました。

「普通自転車」と「普通自転車以外の自転車」の主な通行上の違い

②歩道通行時の注意点

普通自転車以外の自転車は歩道を通することはできませんが、二輪の自転車や三輪の自転車（普通自転車に限らない）等の法律で定められた自転車については、押して歩くことにより歩行者とみなされず、押して歩くことにより歩道を通することができます。

側車付きの自転車やけん引している自転車は押して歩いたとしても歩行者とみなされないため、歩道を通することはできません。

最高速度

自転車は自動車や原動機付自転車と異なり、政令で定める最高速度（いわゆる法定速度）はありません。ただし道路標識等によりその最高速度が指定されている道路においてはその最高速度をこえる速度で進行してはいけません。また、歩道を通行する場合は、徐行しなければなりません。歩道の普通自転車通行指定部分を通行中に歩行者がいけない場合は、すぐに徐行に移ることができるような速度で進行することができます。

（注記）徐行とは、直ちに停止することができるような速度で進行することです。（直ちに停止することができるような速度とは、車両等の種類、積載物、道路の状態等により、個々具体的に定められるべきものですが、時速に換算すると8キロメートルないし10キロメートル毎時程度となります。）

③自転車選びのポイント

普通自転車以外の自転車は歩道を通することができません。自転車を運転する際に歩道を通行する必要がある場合は、必ず「普通自転車」を選びましょう。「TSマーク」が貼付されている自転車は普通自転車に該当しますので、普通自転車を購入したいが内閣府令の基準を満たすものかどうか判断できない時は、「TSマーク」の有無を参考にしてください。

乗車人員

原則として運転者以外の人を乗せることはできませんが、次の場合は運転者以外の人を同乗させることができます。

一般の自転車

16歳以上の運転者は、幼児用座席を設けた自転車に小学校就学の始期に達するまでの者を1人に限り乗車させることができます。運転者はさらに幼児1人を子守バンド等で背負って運転できます。



幼児2人同乗用自転車

16歳以上の運転者は、運転者のための乗車装置及び2の幼児用座席を設けるために必要な強度や制動性能等、一定の要件を満たした特別の構造又は装置を有する自転車（幼児2人同乗用自転車）の幼児用座席に、小学校就学の始期に達するまでの者を2人乗車させることができます。

この場合、運転者は幼児を子守バンド等で背負って運転することはできません。



自転車に子供2人を乗せる場合は安全基準適合自転車を確認してください

一定の安全基準を満たした「幼児2人同乗用自転車」（運転者のための乗車装置及び2の幼児用座席を設けるために必要な強度や制動性能等、一定の要件を満たした特別の構造又は装置を有する自転車）であることが必要です。

「幼児2人同乗用自転車」ではない自転車の前後には、幼児用座席を取り付けて乗車させることはできません。

幼児用座席には安全基準が設けられています

一般財団法人製品安全協会が定める自転車用幼児座席のSG基準では、

- 前形の幼児用座席（体重の上限「15キログラム以下」）
- 後形の幼児用座席（体重の上限「22キログラム以下」）

とそれぞれ定められています。使用の際は、安全確保のため子どもの体重も確認するようにしてください。



幼児2人同乗適合車 社団法人自転車協会

幼児2人同乗 基準適合マーク

④乗ってはいけない自転車

内閣府令で定める基準に適合するブレーキを備えていないために、交通の危険を生じる恐れのあるものや夜間において、前照灯がつかず、また、後部反射器材又は尾灯が備え付けられていないものです。



ノーブレーキピスト自転車と呼ばれる制動装置等保安部（ブレーキ等）を備えていない自転車で、主にトラック競技用の自転車。道路上での使用を目的として販売されている自転車とは異なり、競技用の自転車であることから、競技をする上で不要なブレーキをはじめとする保安部品が備えられていません。



つづく



ごみのポイ捨てはだめ

わがまぢをこみのない

きれいなまちを



犬のフンは 飼い主が 責任を持ってしまつてみましょう。

蓮の花

